

原子力災害被災者に対する緊急支援措置について

平成23年5月12日
 原子力発電所事故経済被害対応チーム
 関係閣僚会合決定

1. 東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故に関しては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき設置される原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）において、平成23年4月28日、「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（以下「第一次指針」という。）がとりまとめられた。「第一次指針」では、政府による避難等の指示や、出荷制限指示等によって生じた避難費用、営業損害、財産価値の喪失等を対象として、損害の範囲についての基本的な考え方方が明らかにされた。
2. 同日、東京電力（株）においては、原子力損害の賠償に関する専用の窓口が設置され、今般策定された「第一次指針」も踏まえつつ、相当因果関係のあると認められる風評被害も含め、すべての損害を受けた方々の損害賠償請求に対応し、相談・受付を始めとする手続きが開始されたところである。
3. 避難住民の方々はもちろん、農林水産業者や中小企業者の方々を始めとして、厳しい状況に置かれている被害者の方々が、出来る限り速やかに適切な賠償を受けられることを強く期待し、損害賠償の一義的責任を有する東京電力（株）に対し適切な対応を求める。
4. ただし、すべての損害賠償請求の手続きが完了し、賠償金が実際に支払われるまでには一定の時間がかかることが見込まれる。こうした中、特に審査会が被害の蓋然性が高いとして「第一次指針」の対象とした避難住民、政府指示による出荷停止等を余儀なくされた農林漁業者や避難指示を受け操業停止に追い込まれている中小企業者を始めとする方々に対し、適切な原子力損害賠償措置が早急に実施されることがきわめて重要である。
5. このため、東京電力（株）は、平成23年4月15日の本部決定を踏まえた避難・屋内待避をされていた方々への資金給付にとどまらず、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の方々に対しても、被災者生活再建支援法の規定により、地震や津波により家屋が倒壊した被災者に支給金が支払われることを踏まえつつ、損害への充当を前提に、当面の必要な資金を給付しているところである。
6. さらなる措置として、東京電力（株）は、下記の損害について、損害への充当を前提に、当面の必要な資金を可及的速やかに支払うこととする。

- 「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域、屋内待避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域において農林漁業者が被った営業損害（殺処分された又は死亡した家畜にかかる財物価値の喪失及び処分費用を含む）
- 「第一次指針」の「第4 政府による航行危険区域設定に係る損害について」に掲げる航行危険区域の設定により、漁業者が被った営業損害
- 「第一次指針」の「第5 政府等による出荷制限指示等に係る損害について」に掲げる政府による出荷制限指示又は地方公共団体が合理的理由に基づき行う出荷又は操業に係る自肅要請等（生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行う場合を含む。）があった区域における当該出荷制限指示等の対象品目に係る農林漁業者が被った営業損害

なお、上記の支払いについては、請求者の置かれている経済的状況等にかんがみ、例えば、請求者が生産者団体又は地方公共団体のとりまとめに基づき請求する額の一定比率について仮払いを行うなど、関係事業者団体等の協力を得つつ、速やかな賠償の実現に向けた取組が求められる。

7. また、中小企業者の方々に対する東京電力（株）による迅速な損害賠償の実現に向け、「第一次指針」の「第3 政府による避難等の指示に係る損害について」に掲げる避難区域等において中小企業者が被った営業損害について、製造業、サービス業、小売業、建設業など多様な業態が存在することを踏まえつつ、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係者間で早急に検討を実施することとする。さらに、中小企業者の方々に対しては、日本公庫等による融資制度の拡充や、政府の避難指示を受けて警戒区域等からの移転を余儀なくされる場合の事業維持のために中小企業基盤整備機構を活用して福島県と連携して長期・無利子の貸付けを行う特別支援制度の創設など、政策支援を大幅に拡充する。
8. 上記の仮払い資金については、将来、確定する損害賠償額の仮払いと位置づけるものとし、政府は、原賠法に基づいて、原子力損害賠償補償契約（東京電力（株）福島第一原子力発電所に係る賠償措置額は1200億円）に即して適切に対応するものとする。
9. 政府は、審査会において、今後、風評被害に苦しむ農林水産業者や中小企業者の方々の損害も含めて速やかに指針がとりまとめられていくことを期待するとともに、被害者の保護等を図るために必要な支援等を講じることとする。